

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3169号)

令和7年3月6日

横 情 審 答 申 第 3169 号
令 和 7 年 3 月 6 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年12月28日戸税第576号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「区分所有に係る家屋調査表（特定マンション特定号室）（特定マンション特定号室がなん平方メートルであるか）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「区分所有に係る家屋調査表（特定マンション特定号室）（特定マンション特定号室がなん平方メートルであるか）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年11月21日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号及び第3号アに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 按分後現況床面積及び課税に係る評価額（「備考」欄）は、特定マンションの共用部分である集会室の課税情報であって、これを開示すると、共用部分を按分して課税されている特定マンションの各所有者の権利利益を害するおそれがあることから旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでに該当しないため、非開示とした。
- (2) 氏名欄に係る法人の名称は、法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、旧条例第7条第2項第3号アに該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、価税額を除き、非公開部分の特定号室の面積の情報を公

開せよ。

- (2) 請求人は、平成3年から平成30年まで区分所有者であり、居住者であったので、集会所特定号室は、共用部分であったのであるから、その面積を知る権利があった。
- (3) 請求人は、単なる特定号室の集会所の面積の情報公開を請求したものである。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 固定資産税に係る事務について

横浜市では、原則一家屋番号ごとに家屋課税台帳兼評価調書として必要な帳簿を作成している。また、家屋の評価額の算出に当たり、横浜市固定資産評価事務取扱要領において、評価内容及び登記簿の登記事項を記録する帳票として「家屋調査表」を定め、原則一家屋番号ごとに作成しており、区分所有に係る家屋である場合は、専有部分ごとに作成している。

- (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定マンション特定号室の区分所有に係る家屋調査表である。

- (4) 審査請求人が開示を求めている部分

審査請求書の「非公開部分の特定号室の面積の情報公開を、価税額を除き、公開請求を認める。」との記載及び「請求人は、単なる特定号室の集会所の面積の情報公開を請求したものであって」との記載からすると、審査請求人は、特定マンション特定号室の面積のみの開示を求めていると解される。

そこで、当審査会では、按分後現況床面積のみの非開示事由該当性を検討することとする。

- (5) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号の規定

旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公に

することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 按分後現況床面積

実施機関に確認したところ、按分後現況床面積とは、エントランス、エレベーター、廊下等の共用部分の面積を各部屋の床面積割合で按分し、当該部屋の不動産登記簿上の床面積に上乘せしたものをいい、同登記簿上の情報から算出することはできない。

按分後現況床面積は、課税に係る情報として固定資産税台帳に登載されている事項であり、何人でも確認できるものではなく、所有者等の限られた者の請求があった場合に限り、その記載事項に係る証明書が交付される（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の3、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第52条の15、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第12条の5）。

そのため、按分後現況床面積は、本件建物の各区分所有者等限られた者でなければ知り得ない、各区分所有者の財産状況に関する情報に該当する。

したがって、按分後現況床面積を公にすると、本来明らかにされることのない各区分所有者の財産状況に関する情報が判明してしまうことになり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(6) 審査請求人のその他の主張

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 12 月 28 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 6 年 12 月 5 日 (第37回 第四部会)	・ 審議
令和 7 年 1 月 7 日 (第38回 第四部会)	・ 審議
令和 7 年 2 月 6 日 (第39回 第四部会)	・ 審議